

## (2) 子どもの健やかな成長を支援する

### 基本施策 12 子どもの健康の確保

---

#### ◇現状と課題

#### 母子保健サービスの充実 小児科医の不足

子どもの心とからだの健康の保持増進を図るための基本的な母子保健サービスは、市町村が実施しています。

また、出産後の母親は、大人と接したり、会話をする機会が少なく、孤立感を感じやすいことが課題となっていますが、市町村が実施している乳幼児健康診査は、受診率90%以上となっており、多くの親子が集まることから、子どもの健康確認のみでなく子育て支援の場としての機能も求められています。

また、市町村の母子保健事業をより充実させるために、乳幼児健康診査データの集約や分析結果を引き続き還元していくとともに、母子保健を取り巻く様々な課題に対応するため、母子保健関係者の資質の向上を図る必要があります。

近年、思春期における麻しんの流行が社会問題となっています。乳幼児期から麻しんを始めとする定期予防接種の正しい知識の普及に努める必要があります。

全出生児を対象に病気の早期発見・早期治療のため、先天性代謝異常等検査を行っています。また、慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子ども（小児慢性特定疾病児）を抱える家庭に対し、療育上必要な医療費の助成が行われています。

引き続き、先天性代謝異常等検査の実施や小児慢性特定疾病医療費助成を行っていく必要があるとともに、子どもや親の不安を軽減するため、子ども及び家族に対する支援を行う必要があります。

近年、子どもの食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れと、学習意欲や体力、気力の相関関係が指摘されています。早寝早起き、食後の歯磨き、毎朝の排便、排泄後や食事前の手洗い、よく噛んで食べること、正しい姿勢をとることなどの習慣を幼児期から身に着けることは、病気を予防し、健康なからだづくりにつながります。

そのことを親や子どもに理解しやすいように伝えていくことが重要であり、家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが必要です。

とりわけ、朝食は、活力ある一日を過ごすためのスタートとなる食事であり、健康な体づくりに必要な栄養素の摂取だけでなく、会話を通じて家族のきずなを深めることにもつながるものです。現在、朝食の欠食割合は、小学5年生で2.0%、中学2年生で4.0%、全日制高校2年生で7.3%となっています。各学校においては、栄養教諭を中核として、学校給食を生きた教材として活用し、食育をさらに推進していくことが求められます。

子どもが病気のときの対応も重要です。

県が平日、土日休日の夜間に実施している小児救急電話相談の件数は、平成25年度では17,950件と21年度の7,853件に比較して2倍以上増加しております。子どもの病気に対する親の安心感向上のため、相談体制の強化が求められます。

県の調査（平成26年6月）によれば、病院勤務医の不足により県内の小児科を標榜する120病院中9.2%にあたる11病院で、入院診療の休止や診療日数の縮小等の診療制限が行われています。医師不足は国の制度設計に起因する全国的な課題であり、診療報酬の見直しなど抜本的な対策が必要とされていますが、県では、病院の負担軽減のため、休日・夜間における救急医療機関の外来利用の適正化を推進する必要があります。

小児救急重症患者は、成人に比べて症状の把握が困難なことから、小児科医が勤務する病院による小児救急医療体制の整備が必要であり、一般的な救急医療体制の後方支援を行う小児救急医療支援事業を実施しています。この事業は、小児科医を手厚く配置する必要があるため、小児科医が不足している現在、名古屋医療圏及び西三河北部医療圏での実施にとどまっており、地域の実情に応じた小児救急医療の確保が必要です。

## 取組の方向性

さまざまな母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。  
子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進します。

### ◇今後の取組

#### (母子保健サービスの充実)

- 乳幼児健康診査は子どもの健康確認や育児の相談ができる機会であるため、市町村は、母子保健サービスの機会を子育て支援の場として充実させるよう努めます。  
県は、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど市町村を支援します。
- 乳幼児健康診査やホームページ等さまざまな機会を利用し、予防接種の重要性と副反応に関する情報を提供します。
- 県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、県は、症例検討や研修を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図ります。

(以上 健康福祉部)

#### (小児慢性特定疾病児等への支援)

- 県は、慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子どもが健やかに過ごせるよう、子どもとその保護者に対する支援体制の充実を図るとともに、小児慢性特定疾病児に対する医療費助成を継続していきます。  
さらに、先天性代謝異常等検査を引き続き実施し、疾病の早期発見・早期治療の促進を図り、心身の障害等の予防に努めます。(健康福祉部)
- あいち小児保健医療総合センターにおいて、先進的専門的医療の提供、母子保健関係者の質の維持・向上のための専門研修を実施します。(病院事業庁)

#### (乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援)

- 県は、家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの睡眠、食事、手洗い、歯磨きなどの基本的な生活習慣づくりのための健康教育や情報提供等を推進します。
- 県は、幼稚園や保育所に通う子どもに対し、手洗い歌「あわあわゴッシーのうた」による正しい手洗いの励行を推進します。(以上 健康福祉部)

○ 県は、学校における食育の中核となる栄養教諭の配置を拡大し、学校給食を通じて食育を展開します。

また、県は、小学5・6年生を対象に、地元の食材や郷土料理を取り入れながら家族でおいしく食べる朝ごはんの献立づくりや調理を行う「わが家のアイデア朝ごはんコンテスト」を開催します。 (教育委員会)

○ 県は、各地域で食育の推進活動を行う食育推進ボランティアが、より一層活動の場を広げられるよう支援し、地域や家庭、学校における食育を推進します。

また、県は、農業団体等と連携・協力して食べ物の生産現場の見学・体験を行う等を通じて、食べ物への理解を深める取組を進めます。 (農林水産部)

#### (小児医療体制の充実)

○ 県は、小児救急医療支援事業未実施の医療圏については、保健所に設置している圏域保健医療福祉推進会議等を活用し、2次医療圏ごと又は複数の2次医療圏単位で地域の実情に応じた方策を検討し、小児救急医療体制の確保に努めます。

○ 県は、休日等の夜間における看護師・医師による小児救急医療相談体制の充実を図り、夜間救急外来の負担を軽減し、小児救急医療体制の維持を図ります。

○ 県は、地域医療再生基金を活用しながら、小児科医の養成や質の向上などをはじめとした医師確保対策を実施します。 (以上 健康福祉部)

#### ◇5年後のあいちの姿 (数値目標)

項目名	現況	目標
診療制限している病院の割合 (小児科)	9.2% (平成26年度)	低下 (平成31年度)

## 基本施策 13 学校教育の充実

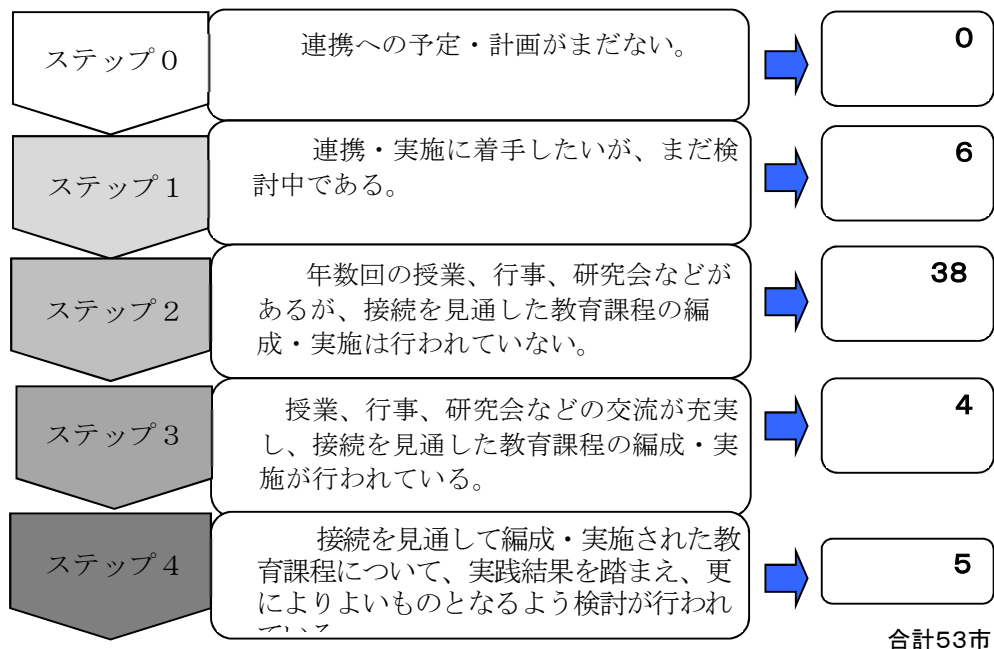
### ◇現状と課題

## 小学校へのスムーズな適応 「生きる力」の涵養

都市化の進行や核家族化、地域や血縁のつながりの希薄化など社会が変化している中で、幼児については、自制心や規範意識の不足、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下などの課題が指摘されています。これらの課題に対応するため、幼稚園や保育所等と家庭での生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が求められています。

また、小学校にうまく適応できないという「小1プロブレム」の問題も指摘されており、幼稚園や保育所等から小学校へ入学する段階で集団学習や集団生活に円滑に移行できるよう、地域の実情に応じた小学校と幼稚園・保育所等との連携・接続（幼児教育と小学校教育の教育課程の編成・実施等の取組）や教員・保育者・保護者の交流等に関する取組を進める必要があります。

図表 20 市町村教育委員会における幼小連携・接続の取組の状況



※ステップ0～ステップ4は「連携から接続へと発展するおおまかな目安」

資料：文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」

なお、幼稚園、保育所の現行の幼稚園教育要領及び保育所保育指針でも、小学校との連携や、家庭・地域との連携の強化などについて相互に内容の整合性が図られ、平成26年4月に告示された幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定の方針には、内容の整合性に加え、「小学校教育との円滑な接続への配慮」などが記載されています。

\* 「連携」とは、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校が、連絡を取り合い、幼児と児童の交流活動や保育者や教師が、互いの保育活動や教育活動を見学しあい、話し合う場をもつなどの取組

\* 「接続」とは、幼稚園・保育所・認定こども園において、幼児期に育てた心情・意欲・態度が小学校の児童期において、学習や生活につながっていくための教育課程の編成・実施等の取組

変化し続ける社会環境の中、自ら課題を見出し解決する力、知識・技能の生涯にわたる学習、他人や社会、自然環境とともに生きることなどの能力が求められています。そのために、次代を担う子どもに必要な能力が、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた「生きる力」といわれています。

しかし、「生きる力」を育むことは難しく、自ら考え答えを導こうとする主体的な学びの姿勢に課題があると言われています。

児童生徒の学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培っていくためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、学ぶ楽しさを感じさせることが必要です。

本県の子どもの体力については、低下傾向に歯止めがかかってきたものの、依然として体力水準が高かった昭和60年頃と比べると低い状態にあります。

こうした現状を踏まえ、体力を高めるためには、低年齢の時期から多様な動きを経験させ、思うように体を動かすための基礎を培っていくことが重要になります。学校において体育授業の充実を図り、子どもが運動に親しむ習慣を身に付けていく必要があります。

また、不登校やいじめなどの問題に対処するためには、「豊かな心」を培う教育のほか、学校で相談ができるようにすることが重要です。児童生徒の心に寄り添うため、教員による相談支援だけでなく、臨床心理に関する高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーなどの配置が必要です。

## 取組の方向性

幼稚園や保育所等から小学校へ円滑に移行できるよう、カリキュラムを充実させます。

個人に合うきめ細かな指導や指導体験活動を行うことにより、現代を「生きる力」を培う教育を行います。

### ◇今後の取組

#### (幼児教育の質の向上・充実)

- 愛知県幼児教育研究協議会等において、「愛知の幼児教育指針」に基づき、専門的な研究協議を推進し、その成果の市町村等への普及を図ります。
- すべての幼児教育機関で、質の高い幼児期の教育・保育が展開されるよう、県は、保育者の資質と専門性の向上を図るための手引きを作成し、市町村等への研修内容や研修体制の充実に向けた取組を働き掛けていきます。

(以上 健康福祉部、教育委員会)

- 県は、幼稚園教員に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様な保育ニーズに対応できる専門性や実践力などの資質の向上を図ります。
- 県は、地域における幼児期の教育センターとしての活動を支援するなど、私立幼稚園における幼児教育の充実に努めます。

(県民生活部)

#### (幼児教育と小学校教育の円滑な連携)

- 県は、交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程の編成の実施や検討などを進めるとともに、幼稚園・保育所等と小学校の連携体制を強化します。

(県民生活部、健康福祉部、教育委員会)

#### (生きる力を育む教育の推進)

- 県は、小中学校において、少人数指導が一層充実するよう少人数の習熟度別指導を進めるとともに、教職員の指導体制を充実し、きめ細かな学習指導の実施に努めます。
- 県は、小中学校において、特別非常勤講師や社会人講師などの外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導などを実施し、児童生徒の主体的・意欲的な学習の展開を図ります。
- 体験活動について、活動の機会の増加を図るなど、学校と地域が連携協力しながら、一層充実します。

- 体力向上を目的に策定した『子どもの体力向上運動プログラム（小学校低学年・中学年用、高学年用）』をさらに普及させ、自ら運動に親しむことができる子どもを育てます。また、家庭や地域と学校が連携した体力向上の在り方について研究を進めます。（以上 教育委員会）

**（相談機能の強化）**

- 県は、全中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置の拡大を進め、いじめや不登校等の早期発見・早期対応や未然防止に努めるなど、学校における相談体制の強化、充実を図ります。  
また、高等学校でもスクールカウンセラーの適切な配置を進めるとともに、各学校の教育相談体制の一層の充実を図ります。
- 「あそび・非行型」の不登校傾向にある生徒を支援するためのプログラムの開発に取り組みます。（以上 教育委員会）

**（大学・企業等との連携）**

- 県は、大学・企業の若手研究者から幼児・小学生まで、世代、地域、分野を越えて交流する機会を作り、柔軟で独創性に富んだ発想など探究心を育てることを通して、地域産業の将来を担う人材を育成します。（産業労働部）

**◇5年後のあいちの姿（数値目標）**

	現況	目標
幼稚園等と連携・接続している小学校の割合	57% (25年度)	75% (31年度)

※「連携・接続」：幼児と児童の交流等が教育課程に位置付けられている小学校の割合

**用語解説**

＜幼稚園教育要領＞

学校教育法に基づき文部科学省が示している幼稚園の保育内容に関する基準。

＜保育所保育指針＞

児童福祉法に基づき厚生労働省が示している保育所の保育内容に関する基準。



## 基本施策 14 青少年の育成

### ◇現状と課題

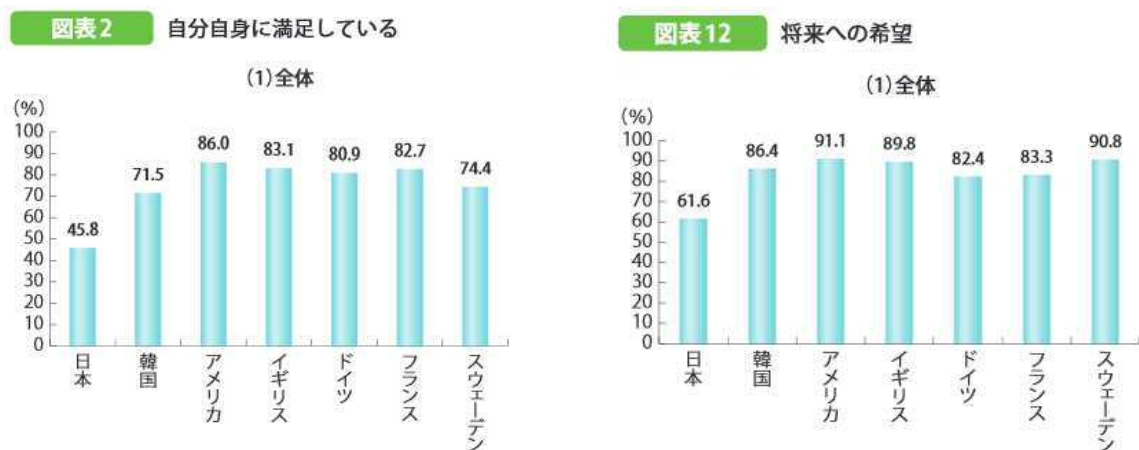
#### 自己肯定感の低下 いじめ・不登校事例の発生 スマートフォンの普及に伴う問題事案の発生

近年、子どもの自己肯定感の低下が問題となっています。

内閣府の「子ども・若者白書」（平成 26 年版）でも、諸外国に比べ、自己を否定的にとらえている者の割合が高いこと、うまくいくかわからないことに意欲的に取り組み、社会参加することへの意識が相対的に低く、自らの将来に明るい希望を持っていない者が多いことが指摘されています。

同白書では、自己肯定感が高い若者は、家族や学校、職場の満足度が高いという傾向が明らかになっています。子どもたちが、親や先生との信頼関係を育み、家庭、学校、地域で役に立つ経験を通して社会で生きていく力を身につけていくために、このような力を育む教育が、学校だけでなく、家庭や地域が相互に補完しながら行っていくことが望まれます。

図表 21 自己肯定感に関する調査



資料：内閣府「子ども・若者白書」

平成 25 年度のいじめの認知件数（国公私立・小中高特別支援学校が対象）は、11,220 件となり、前年度より 1,027 件少なくなったものの、依然として多い状態にあります。

（平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

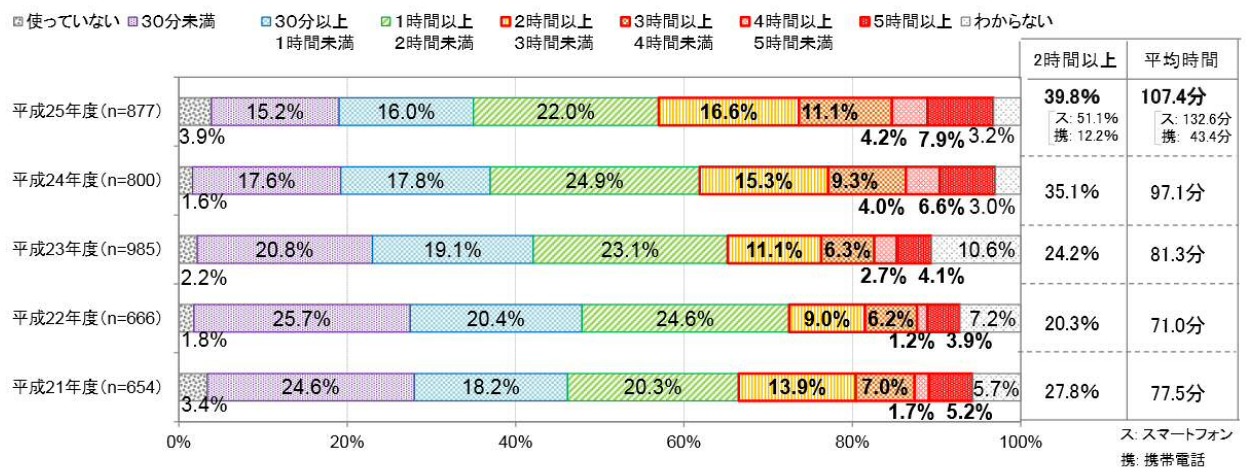
また、不登校児童生徒数は、平成 22 年度は減少に転じましたが、23 年度からは再び増加し、増加と減少を繰り返しています。

いじめや不登校に悩む子どもと親の悩みは深刻で、自ら積極的に外部に相談することが難しい状況も多いことから、様々な相談窓口の設置や、訪問による相談支援、学校や関係機関等の連携が重要です。

ひきこもり状態にある人は、内閣府が平成22年に実施した調査によれば、全国で23.6万人と推計されており、同調査を基に平成26年4月時点の愛知県内のひきこもり者数を推計すると13,400人に上ります。ひきこもりは、不登校から継続する場合や、退職をきっかけにする場合などがあり、また、その背景には、精神障害や発達障害がある場合があります。このため、ひきこもり状態を解消し、自立や社会参加につなげていくには、教育、就労、保健、医療、福祉等の支援機関の連携を始め、様々なアプローチによる支援が求められます。

スマートフォンの普及に伴い、青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用の平均時間は1日当たり107.4分と長時間化し、SNSサイトや無料通話アプリ等の利用が急増しています。こうした中、無料通話アプリ等を経由して、性的被害にあったり、インターネット上のいじめ事案の当事者になるなど、被害者になるばかりか、加害者となるケースも増えています。今後は、フィルタリングサービスの一層の普及や情報リテラシー、情報モラルの育成に努める必要があります。

図表 22 青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用時間(経年比較) (青少年調査)



(注1) 「青少年の携帯電話・スマートフォンを通じたインターネット利用時間」は、携帯電話・スマートフォンでインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。  
(注2) 平均時間は、平日(土日を除く)1日当たりの携帯電話・スマートフォンのインターネット利用時間の平均値を集計。

資料: 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

## 取組の方向性

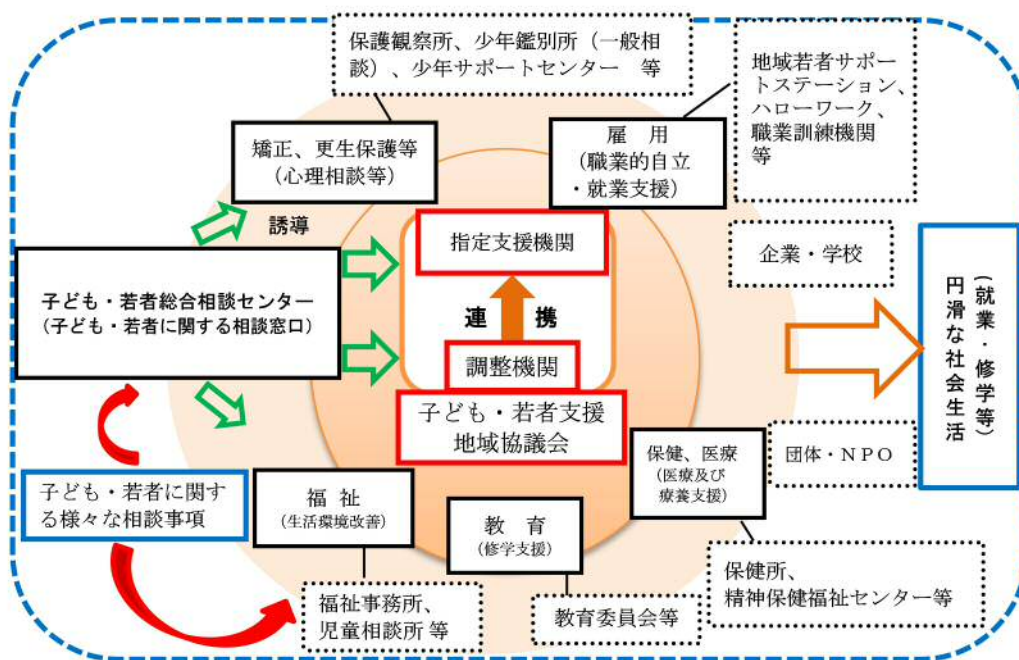
困難を抱える子ども・若者への支援を行うため、子ども・若者をめぐる様々な機関が連携し、支援を行います。

### ◇今後の取組

#### (困難を抱える子ども・若者を支える機関の連携)

- 県は、不登校やひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者に対して、地域の関係機関・団体等が連携し、継続的な支援を行う子ども・若者支援地域協議会等が市町村において設置されるよう働きかけを行います。(県民生活部)

#### 子ども・若者支援ネットワーク (イメージ)



#### (悩みを抱える子どもへの支援)

- 県は、不登校などの問題を抱える家庭に対し、家庭教育コーディネーターによる訪問相談を行い、問題の早期発見、早期解決を図るため、きめ細かな対応をします。(教育委員会)
- 県は、家庭教育コーディネーターや児童福祉司の助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。(健康福祉部、教育委員会)

### (ひきこもりの子どもへの支援)

- 学齢期を過ぎた不登校者がそのままひきこもることも多いため、県は、地域で継続して支援するためのネットワークの構築を進めます。  
また、ひきこもりを長期化させないため、民間支援団体、NPO等の関係機関との連携や、ひきこもり支援サポーターを活用したアウトリーチ活動を充実させます。
- 県は、悩みを抱える子ども・保護者からのこころの健康に関する相談等に対応するため、「あいちこころほっとライン365」による電話相談を実施します。

(以上 健康福祉部)

### (青少年の非行防止対策の推進)

- 県は、非行防止への取組を様々な団体と連携しながら地域と一体となって推進します。非行防止・再非行防止対策の一つとして、少年サポートセンターを中心とした少年相談・継続的な補導活動を推進します。また、少年の居場所づくり活動をはじめとする立ち直り支援等の取組を推進します。  
さらに、学校警察等連絡協議会、スクールサポーターなどの活動を通じて、警察と学校その他関係機関の連携を強化し、少年の非行防止や被害防止に努めます。
- 県は、青少年に対する有害環境の浄化に向け、適切な規制を実施します。
- 県は、教育機関等の関係機関と連携して、青少年や保護者に対し、インターネット利用に伴うリスクの認識やモラル・リテラシーの向上に向け、効果的な広報啓発を行います。

(以上 県民生活部、警察本部)

### (地域貢献活動の推進)

- 県は、高校生が地域に貢献する活動を体験・実践できる機会の充実を図ります。
- 県は、学校教育の中で、地域に貢献したり、地域の要望に応えたりする活動を通して、地域の人々との関わりを深め、地域との絆づくりに努めます。

(以上 教育委員会)

### (地域との関わりを深める取組の推進)

- 県は、地域で青少年教育や青少年対象の体験活動を実施するために、必要な指導者の育成を行うとともに、その活動を企画・運営する機会の提供に努めます。
- 県は、地域のだれもがいつでも参加でき多世代交流を進めるなど地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブを育成します。
- 県は、地域の実情・課題に応じた学校を支援する活動を展開し、地域教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部事業を推進します。

(以上 教育委員会)

#### ◇5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合	45.6% (平成 25 年度)	70% (平成 31 年度)

#### 用語解説

##### <ひきこもり>

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

##### <ひきこもり支援サポーター>

愛知県精神保健福祉センターにおいて養成しているボランティア（ハートフレンド）。ひきこもっている本人や家族の求めに応じて、アウトリーチ活動（訪問や外出同行を行う）を実施。

##### <子ども・若者支援地域協議会>

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を、教育・福祉・医療・雇用等の支援機関が互いに連携し、総合的な支援を実施するために構成されたネットワーク組織。

##### <フィルタリング>

インターネット上の有害な情報から青少年（子どもたち）を守る有効な対策として、インターネット上の有害情報サイトへのアクセスをブロックするためのアクセス制限サービス。

##### <少年サポートセンター>

少年問題に関して専門の警察官及び少年補導職員が中心となり、関係機関やボランティア等と連携して、街頭補導、被害少年支援、少年相談、立ち直り支援、広報等の活動を行うために県内6か所に設置されたセンター。

## ＜専門的な知識及び技術を要する支援＞

### 基本施策 15 児童虐待防止対策の推進

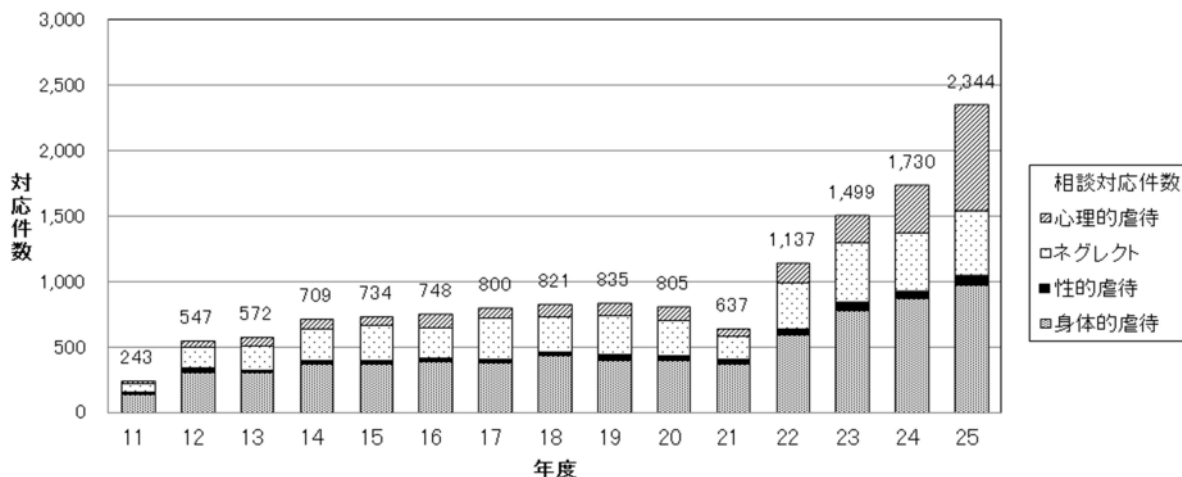
#### ◇現状と課題

#### 児童虐待相談件数の急増、悲惨な死亡事例の発生

愛知県（名古屋市を除く）では、10か所の児童相談センター（児童相談所）を設置し、子どもに関する専門的な相談に対応しています。

近年、児童相談センターへの児童虐待相談は急増しており、身体的虐待やネグレクトによると考えられる死亡事案も発生しています。

図表 23 児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数の推移（愛知県）



資料：愛知県健康福祉部「児童・障害者相談センター 児童相談センター 業務概要」  
注：名古屋市を除く

相談の増加の要因としては、児童虐待問題に対する社会的な関心が高まったことや、児童相談センターと市町村、警察を始めとした関係機関との連携が深まったことなどが考えられます。

増加する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応していくためには、児童相談センター及び市町村の機能強化が重要です。児童相談センターは、児童虐待対応の専門的中核機関としての機能を十分果たせるよう、専門職員の量的確保及び質的向上を図るとともに、夜間・休日の相談対応や家族再 統合への支援などの充実を図る必要があります。

また、市町村は、身近な子育ての相談・支援機関であり、児童虐待相談の一義的窓口でもあります。中でも市町村が設置する要保護児童対策地域協議会は、支援を必要とする子どもや家庭についての情報を共有・集約する場として重要な役割を担っており、